

合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領

社団法人山口県木材協会
制定 平成18年4月28日

第1 目的

本実施要領は、社団法人山口県木材協会（以下「本協会」という。）が平成18年4月28日に制定した「違法伐採対策に関する社団法人山口県木材協会行動規範」（以下「行動規範」という。）で規定する「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」（以下「本実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第2 本実施要領に基づく認定の対象

- 1 林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に示した「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」により、本協会の合法木材供給認定事業者（以下「認定事業者」という。）として、木材・木材製品の合法性の証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。
- 2 本実施要領に基づく認定は、本協会の会員を対象とする。

第3 合法木材供給事業者認定申請

- 1 本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記1で定める「合法木材供給事業者認定申請書」を別記1-1で定める手数料及び初年度の維持費とともに本協会へ提出しなければならない。
- 2 前項の初年度維持費は、認定されなかった場合、返納される。

第4 審査及びその結果の通知

- 1 本協会は、本実施要領に基づく事業者の認定のため、会長が指名する審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は、提出された「合法性木材供給事業者認定申請書」の内容について、本実施要領「第5合法木材供給の認定要件」及びガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査、また必要がある場合は現地調査を実施し、認定の可否を決定した上で申請者にその結果を通知する。

第5 合法木材供給者の認定要件

認定事業者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

（分別管理）

- ① 合法性又は持続可能性が証明された木材・木材製品（以下「合法木材」

という。)とそれ以外の木材・木材製品(以下「非合法木材」という。)を分別して保管することが可能な場所を有していること。

② 入出荷、加工、保管の各段階において、合法木材と非合法木材とが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

③ 合法性木材の入出荷、在庫に関する情報が管理帳簿等により把握できること。

④ 関係書類(証明書を含む。)を5年間保管すること。

(責任者の選任)

⑤ 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

第6 合法木材供給事業者認定書の交付及び公表

1 本協会は、認定事業者に対して、別記2で定める「合法木材供給事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を本協会のホームページ等に公表するものとする。

2 認定事業者の有効期間は、認定の日から3年とする。

第7 証明事項の記載

1 認定事業者は、合法材の出荷に当たっては、納品書等に団体認定番号及び合法木材であることを記載し、出荷先に引き渡すものとする。

2 証明書を作成する場合の様式は、別記3とする。

第8 取扱実績報告及び公表

1 認定事業者は、別記4で定める「合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱実績報告書」により、合法木材の取扱等に係る前年度分の実績を毎年6月末までに、本協会に報告する。

2 本協会は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第9 立ち入り検査

1 本協会は、必要に応じて、認定事業者による合法木材の取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとする。

2 認定事業者は、本協会から検査を行う旨の通知を受けた場合は、必要な情報を提供するなど、本協会に協力しなければならない。

第10 認定事業者の取り消し

1 本協会は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、第5の合法木材供給者の認定要件に照らし、悪質な行為が認められた場合は、認定事業者名等を本協会のホームページ等に公表するものとする。

① 証明書の記載事項に虚偽があったとき。

- ② 認定事業者から認定の取消申請があったとき。
 - ③ 認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。
- 2 本協会は、認定を取り消したときは、別記5の「合法木材供給事業者認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

附則 この実施要領は、平成18年4月28日から施行する。